

令和 8 年 度

調査名 令和 8 年度 治山・林道事業設計基礎単価表作成作業

場 所 群馬県前橋市岩神町4-16-25

所轄事務所等  
関東森林管理局  
本局  
本局

## 業務費内訳書

令和8年度 治山・林道事業設計基礎単価表作成作業

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
一般調査	式	1				
直接調査費(電子成果品作成費・業務成果品費除く)	式	1				
基礎単価表作成作業	式	1			種別行	
見積徴収	式	1			1号代価表 4頁	
入力・コピー作業	式	1			2号代価表 5頁	
単価チェック	式	1			3号代価表 6頁	
総合チェック	式	1			4号代価表 7頁	
単価表取りまとめ	式	1			5号代価表 8頁	
打合せ協議	式	1			6号代価表 9頁	
電子成果品作成費	式	1				
間接調査費	式	1				
旅費交通費	式	1			1号内訳書 3頁	
旅費交通費(交通費)	式	1			7号代価表 10頁	
純調査費(業務管理費除く)	式	1				

## 業務費内訳書

令和8年度 治山・林道事業設計基礎単価表作成作業

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
間接費	式	1				
諸経費	式	1				
一般調査業務費	式	1				
業務価格	式	1				
消費税相当額	式	1				
業務委託料	式	1				





# 代価表

## 2号代価表

1式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
主任技師	人	1	840			
技師(B)	人	0	170			
技術員	人	3	190			
計						
1式当り						





# 代価表

5号代価表

1式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
主任技師	人	1	420			
技師(B)	人	0	660			
技術員	人	0	170			
計						
1式当り						

# 代価表

6号代価表

1式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
主任技師	人	0   600				
技師(B)	人	1   170				
技術員	人	0   170				
計						
1 式 当 り						





打合せに伴う旅費交通費（移動手段は、ライトバン又は公共交通機関）

※打合せ箇所が2箇所となる場合は、2箇所目も記入する。

1 箇所目		
打合せ場所（都道府県を選択）	群馬県	
移動手段 （ライトバン又は公共交通機関）	公共交通機関	
積算上の基地 （県庁所在地又は近隣の主要都市とし、旅行の起点は、県庁又は市役所等の最寄り駅又は停留所）	県庁所在地又は近隣の主要都市	最寄り駅又は停留所
	群馬県庁	県庁前
打合せ場所又は滞在地 （滞在の場合は、打合せ場所最寄りの市町村役場等通勤の場合は、打合せ場所） ※公共交通機関の場合は、最寄り駅までの行程とする。	打合せ場所又は滞在地	【公共交通機関の場合】 最寄り駅又は停留所
	関東森林管理局	大渡橋
通勤、滞在区分判定用 【ライトバンの場合】 片道一般道路移動距離 （積算上の基地～打合せ場所）	k m	
通勤、滞在区分判定用 【ライトバンの場合】 片道高速道路等移動距離 （積算上の基地～打合せ場所）	k m	
【ライトバンの場合】 片道一般道路移動距離 （積算上の基地～打合せ場所又は滞在地）	k m	h (30km/h)
【ライトバンの場合】 片道高速道路等移動距離 （積算上の基地～打合せ場所又は滞在地）	k m	h (80km/h)
【ライトバンの場合】 片道高速道路等料金 （積算上の基地～打合せ場所又は滞在地） ※高速道路利用料の合計額（片道）を記入する。	（消費税込）	（消費税抜）
高速道路利用区間 ※複数路線ある場合は、各区間を記入する。		
片道移動時間		h
往復移動時間		h
往復移動日数		日
通勤、滞在区分	-	

【公共交通機関計算書】

打合せにおいて、公共交通機関を使用する場合の交通費の計算に使用する。

なお、公共交通機関による交通費は、往復割引があるものについては、割引料金を適用した額とする。

打合せ場所及び回数

打合せ場所番号	打合せ場所
1	関東森林管理局
2	
3	
4	

公共交通機関の利用区間

打合せ場所番号	打合せ場所が存在する県庁所在地又は近隣の主要都市の最寄り駅又は停留所	打合せ場所の最寄り駅又は停留所
1	県庁前	大渡橋
2		
3		
4		

旅客運賃、特別急行料金及び急行料金の計上の区分は、下表のとおりとする。

片道一路線の距離	旅客運賃	特別急行料金	急行料金
$L < 50\text{km}$	○		
$50\text{km} < L \leq 100\text{km}$	○		○
$100\text{km} \leq L$	○	○	

(注) 1. 片道路線とは、乗り換え毎に算出する。したがって、出発地から現地までの距離が100kmを越えても乗り換え毎の距離が100km未満であれば、特別急行料金は計上できない。

2. 特別急行料金、急行列車、全車指定列車だけが運行されていない路線については距離に関係なくそれぞれの料金を計上する。

3. 複数の路線がある場合は、最も経済的な経路により計上する。

移動日の算定

	片道1.0日計上	片道0.5日計上
鉄道	$L \geq 400\text{km}$	$400\text{km} > L$
水路	$L \geq 200\text{km}$	$200\text{km} > L$
バス路線	$L \geq 50\text{km}$	$50\text{km} > L$

※滞在で打合せを行う

※通勤で打合せを行う

④バス運賃

打合せ 場所番号		区間		区間距離 (km)	普通運賃 (円：税抜)
		県庁前	大渡橋		
1	①			2.5	
	②				
	③				
	④				
	⑤				
	片道計			3	0
	往復計			5	0
2	①				
	②				
	③				
	④				
	⑤				
	片道計			0	0
	往復計			0	0
3	①				
	②				
	③				
	④				
	⑤				
	片道計			0	0
	往復計			0	0
4	①				
	②				
	③				
	④				
	⑤				
	片道計			0	0
	往復計			0	0

公共交通機関使用運賃計（往復）

打合せ場所番号	運賃計 (円：税抜)
1	
2	0
3	0
4	0